



T.Rowe Price

ティー・ロウ・プライス 世界厳選成長株式ファンド

Aコース(野村SMA・EW向け)

Bコース(野村SMA・EW向け)

追加型投信／内外／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。 ■投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。 ■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3043号

ホームページ **troweprice.co.jp**

照会先 電話番号 **03-6758-3840**

(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

野村信託銀行株式会社

	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
Aコース	追加型投信	内外	株式
Bコース			

	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり(フルヘッジ)
Bコース					なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp>)をご参照ください。

※ティー・ロウ・プライス 世界厳選成長株式ファンド Aコース(野村SMA・EW向け)を「Aコース」または「ティー・ロウ 世界厳選成長株式A(野村SMA・EW向け)」、ティー・ロウ・プライス 世界厳選成長株式ファンド Bコース(野村SMA・EW向け)を「Bコース」または「ティー・ロウ 世界厳選成長株式B(野村SMA・EW向け)」ということがあります。

※「Aコース」「Bコース」を総称して「ファンド」または「当ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ティー・ロウ・プライス 世界厳選成長株式ファンド Aコース(野村SMA・EW向け)」および「ティー・ロウ・プライス 世界厳選成長株式ファンド Bコース(野村SMA・EW向け)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年2月27日に関東財務局長に提出しており、2026年2月28日にその効力が生じております。

■ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■ ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社の情報(2026年6月末現在)

委託会社名：ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	資本金：1億円
設立年月日：2017年8月17日	運用する投資信託財産の合計純資産総額：2兆2,898億円

ティー・ロウ・プライスについて

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、米国メリーランド州ボルティモアに本拠を置くティー・ロウ・プライス・グループの日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスは、1937年の創業以来、約90年の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。

徹底したリサーチによるファンダメンタルズ分析を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資者のみなさまに提供しています。

グループ資産残高：1兆7,097億米ドル(2026年3月末現在)

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1

ティー・ロウ・プライス 世界厳選成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、世界各国の株式(エマージング・マーケット*も含みます。)の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。

*エマージング・マーケットとは、経済の発展段階にある国や地域の市場を指し、新興国市場とも呼ばれます。

2

銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ*¹」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス*²のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*¹ ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し、個別銘柄を選択する運用手法です。

*² 委託会社およびその関連会社をいいます。

3

Aコースは、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジ(主要国通貨による代替ヘッジを含みます。)を行い、為替変動リスクの低減を図ります。

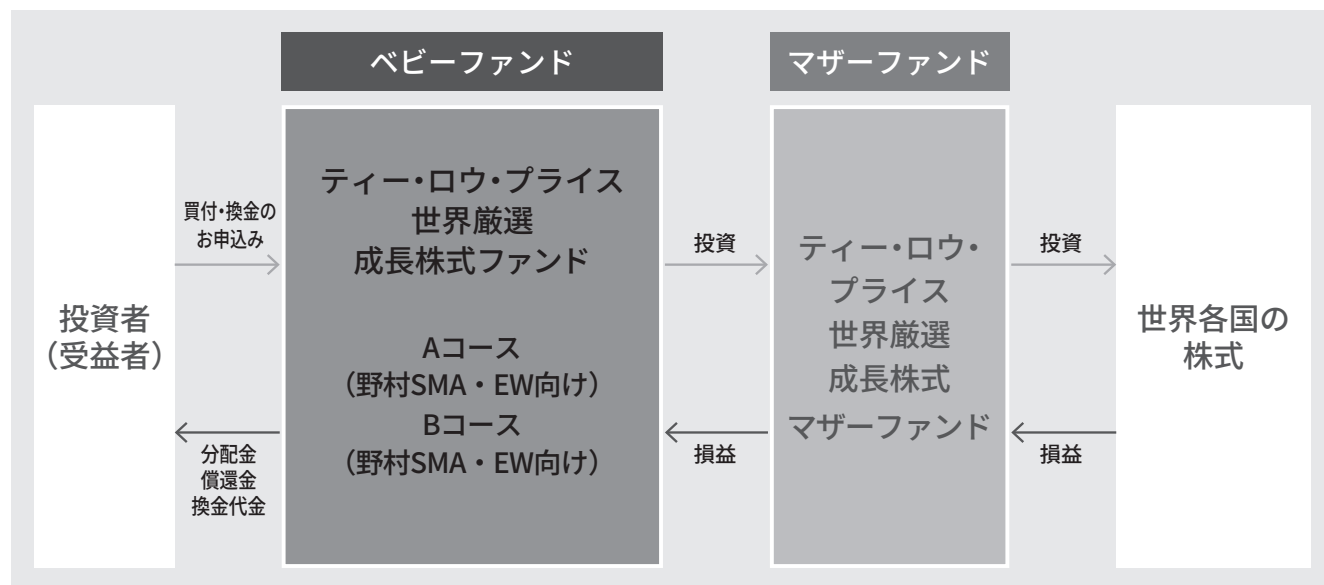
Bコースは、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

※上記は当ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色を含みます。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



運用の委託先

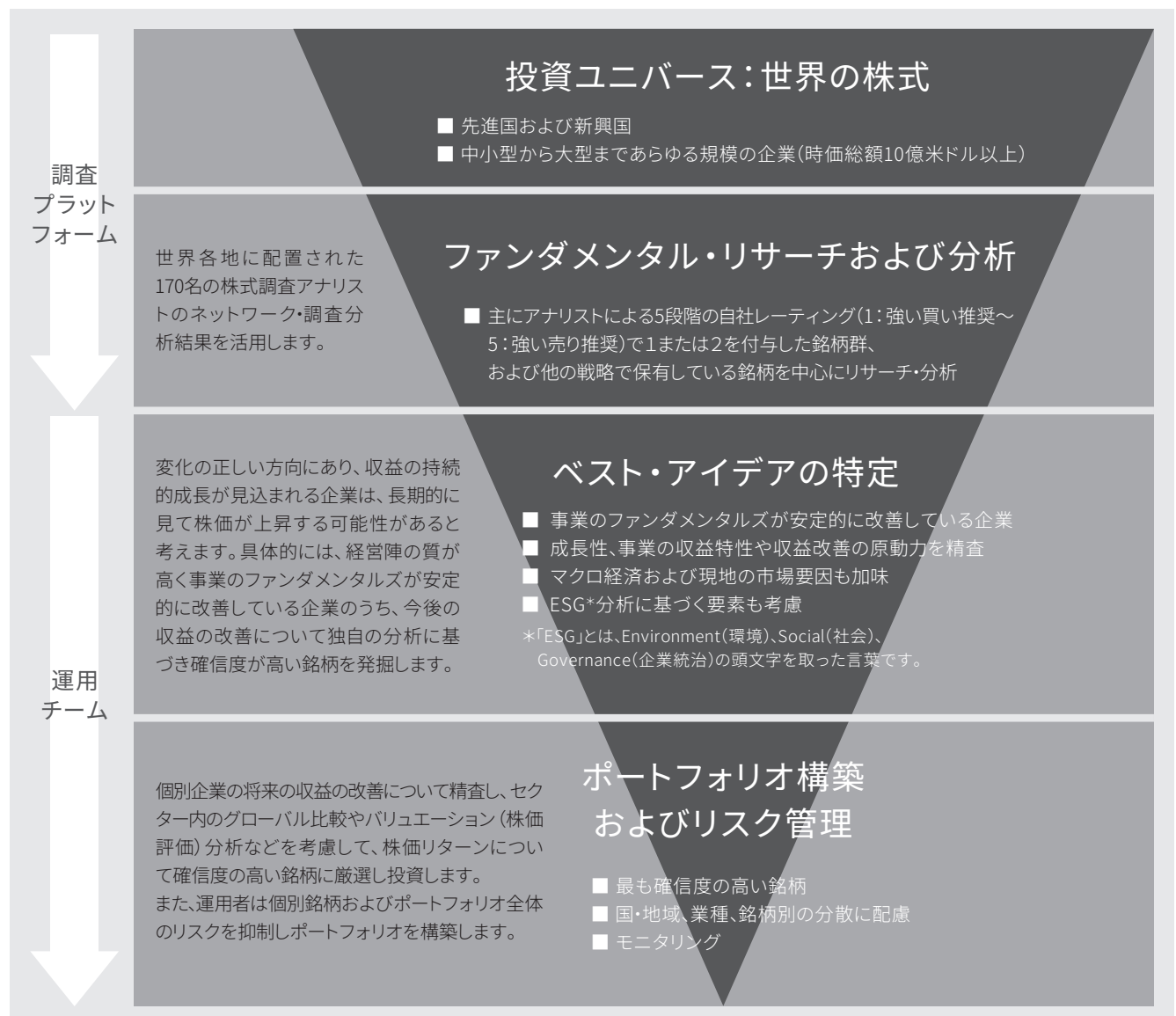
マザーファンドおよびベビーファンド(Aコース)について、運用の指図の権限を下記の通り委託します。

	委託先名称	委託する業務の内容
マザー ファンド	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(所在地：米国) ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(所在地：英国) ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド ティー・ロウ・プライス・(カナダ)・インク	マザーファンドの運用を行います。
	委託先名称	委託する業務の内容
A コース	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(所在地：英国) ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(所在地：米国) ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド	A コースの対円での為替ヘッジにかかる指図を行います。

運用プロセス

当ファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライスの「グローバル・フォーカス・グロース株式運用チーム」が担当します。

- 運用チームは、世界各地に配置されたアナリストの調査・分析結果を活用し、グローバル業種別と地域別担当スペシャリストのアイデアを融合させ、規律ある独自の投資フレームワーク(判断基準)に基づき銘柄を厳選しポートフォリオを構築します。



売却基準

- アナリストによる評価引き下げ
- 過度に割高な株式のバリュエーション(株価評価)
- 予期せぬファンダメンタルズの悪化
- 新しい情報や知見による見通しの変更
- より魅力的な銘柄との入れ替え
- 経営陣の質の低下

2025年12月末時点

上記の運用プロセスは、将来変更される場合があります。

分配方針

■ 年1回の決算時(毎年12月6日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の分配方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、必ず分配を行うものではありません。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意点>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブの利用	価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とします。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。当ファンドが有する主なリスク(ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドが有するリスクを含みます。)は以下の通りです。

株価変動リスク

当ファンドは、世界の株式を主要な投資対象としますので、その基準価額は、株式(米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)等を含みます。)の値動きにより、大きく変動することがあります。株価は、発行企業の業績、市場での需給関係、政治・経済・社会情勢等の影響を受けて、ときには大きく変動します。発行企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また、当ファンドは中小型株に投資することがありますが、時価総額が小さい企業の株式は、大規模企業の株式よりも価格の変動が大きくなる場合があります。

為替変動リスク

Aコースは、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、主要国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合がありますが、通貨間の値動きが異なるため、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、為替ヘッジを行う際は、通貨間の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があり、ファンドの基準価額に影響します。

Bコースは、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。したがって、為替相場が円高方向に進んだ場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、為替相場は大きく変動する場合があります。

エマージング・マーケット・リスク

当ファンドは、エマージング・マーケット(新興国市場)の株式も投資対象としています。エマージング・マーケットは先進国と比較して市場が成熟していないため、流動性が低く、価格の変動性も大きいことから、価格変動リスクが高くなる傾向にあります。また新興国は先進国と比較すると政情が不安定な国や地域が多く、投資対象国・地域における政治体制の変更、法令の変更、経済情勢の変化等の影響が市場におよぶリスクが高くなります。これらのリスクにより、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドに大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要がある場合や、主要投資対象市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で保有有価証券等を取引できないリスク、取引量が限られて保有有価証券等の売却が困難となるリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

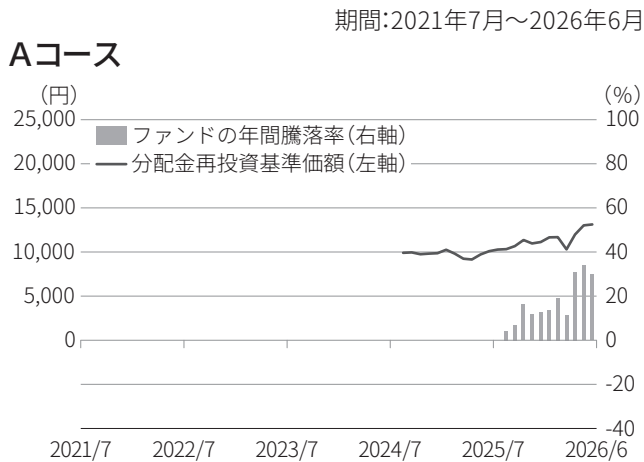
- ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。
- 運用チームがポートフォリオのモニタリングを行い、その運用リスクを管理するとともに、運用部門とは独立したリスク管理部門によるリスク管理(流動性リスク管理を含みます。)も行われております。法令、規則および運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。
- 流動性リスク管理にあたっては、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどの実施を確保するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 委託会社の取締役会や委員会およびグループでの委員会等においても、管理・監督(流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢についての監督を含みます。)を行う多層的なアプローチにより牽制機能を効かせています。

参考情報 | 投資リスクの定量情報

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

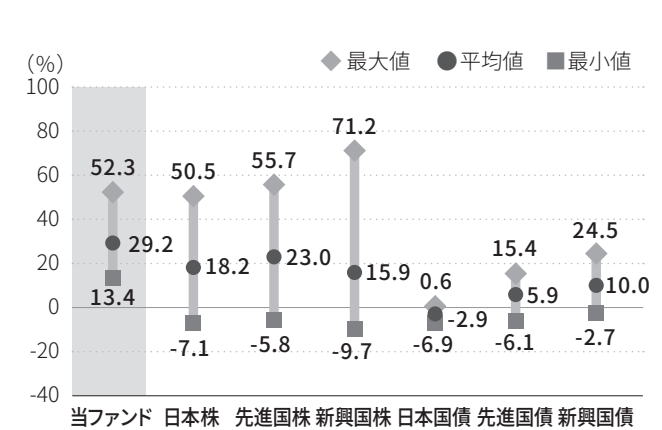
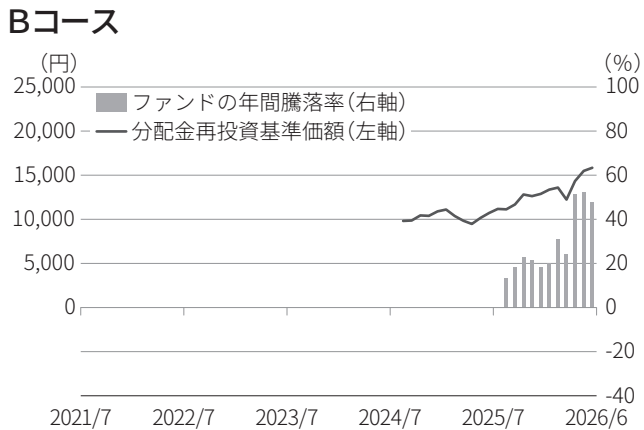
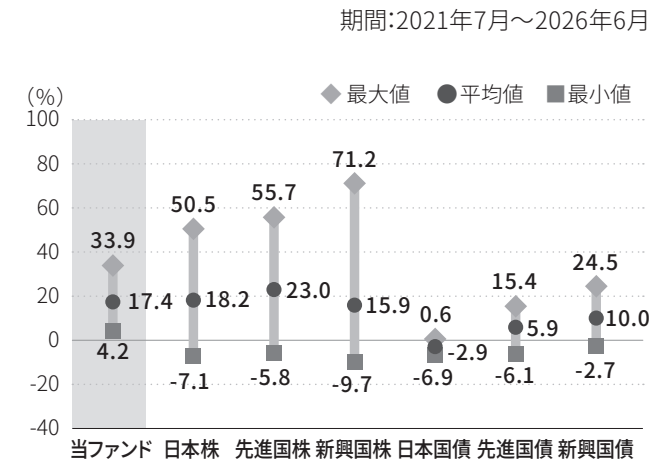
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

過去5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値について、ファンドと代表的な資産クラスを比較したものです。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



※ファンドの分配金再投資基準価額は、2024年8月以降のデータを表示しています。（設定日:2024年8月19日）

※ファンドの騰落率は、ファンド設定1年後である2025年8月以降のデータを表示しています。

※ファンドの騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の騰落率および基準価額と異なる場合があります。

■ 代表的な資産クラスの指数

日本株 東証株価指数(TOPIX(配当込み))	東証株価指数(TOPIX(配当込み))は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。
先進国株 MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

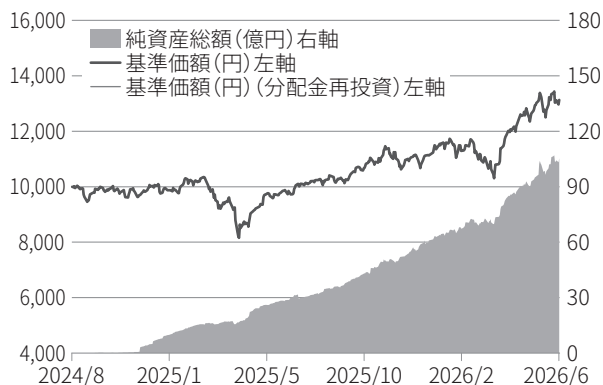
※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

2026年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

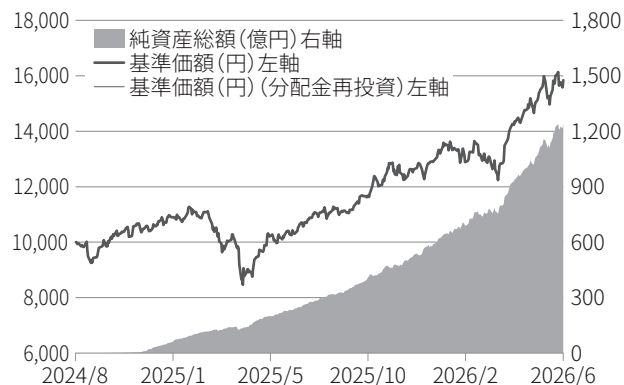
Aコース

基準価額	13,127円	純資産総額	105.3億円
------	---------	-------	---------



Bコース

基準価額	15,843円	純資産総額	1,241.2億円
------	---------	-------	-----------



※基準価額は1万口当たりです。

※基準価額および基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものです。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

Aコース

2024/12/6	0円
2025/12/8	0円
設定来累計	0円

Bコース

2024/12/6	0円
2025/12/8	0円
設定来累計	0円

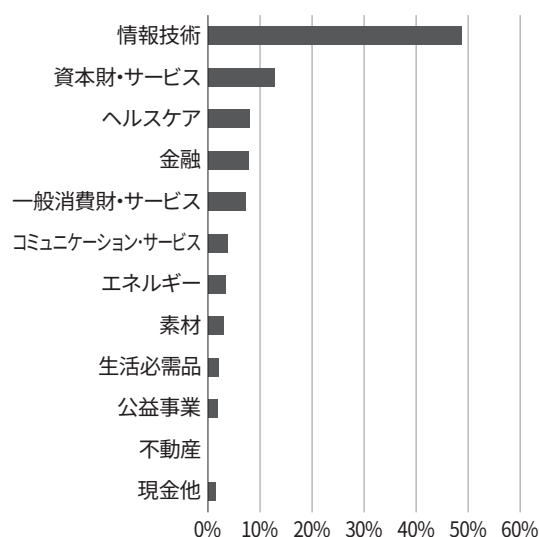
2026年6月30日現在

主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位10銘柄

	銘柄名	セクター	通貨	国・地域	構成比
1	エヌビディア	情報技術	米ドル	米国	5.4%
2	台湾セミコンダクター	情報技術	台湾ドル	台湾	3.3%
3	アルファベット	コミュニケーション・サービス	米ドル	米国	2.9%
4	アップル	情報技術	米ドル	米国	2.7%
5	リンデ	素材	米ドル	米国	2.2%
6	ASMLホールディング	情報技術	ユーロ	オランダ	2.2%
7	サムスン電子	情報技術	韓国ウォン	韓国	2.2%
8	ユニリーバ	生活必需品	英ポンド	英国	2.1%
9	東京エレクトロン	情報技術	日本円	日本	2.1%
10	ユナイテッドヘルス・グループ	ヘルスケア	米ドル	米国	2.0%

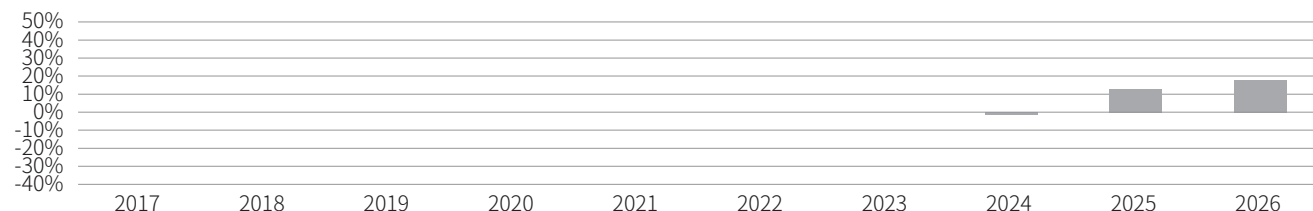
セクター配分



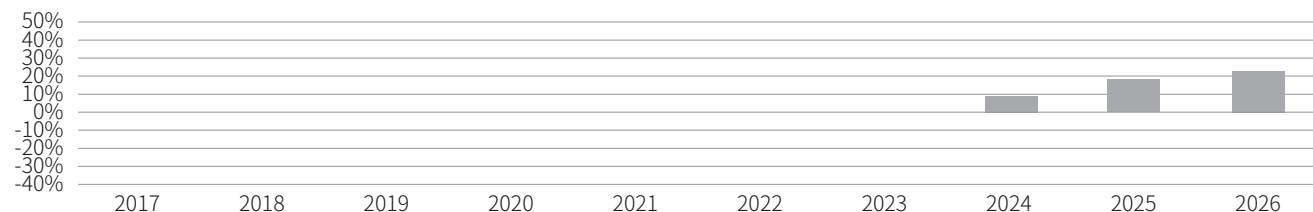
※構成比はすべてマザーファンドの対純資産総額の比率です。
※セクター配分は、世界産業分類基準(GICS)の分類によります。
※当該銘柄の売買を推奨するものではありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

Aコース



Bコース



※ファンドの収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。
※2024年は設定日から年末まで、2026年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

お申込みメモ

購入時	購入単位	1円以上1円単位(当初元本1口=1円)
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
	購入の申込者の制限	ファンドのお申込みを行う投資者は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。
換金時	換金単位	1口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※販売会社によっては上記と異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入の申込期間	2026年2月28日から2027年2月26日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。また、委託会社の判断により、別途制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日には、お申込みの受付は行いません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 なお、主要投資対象市場の規模・流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。

その他	信託期間	原則として無期限(設定日：2024年8月19日)
	繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・各ファンドについて受益権口数が50億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・信託契約を解約することに正当な理由がある場合
	決算日	毎年12月6日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の決算時に、分配方針に基づいて分配を行います。 ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ※収益分配金は自動的に全額再投資されます。
	信託金の 限度額	各ファンドについて1兆円を上限とします。
	公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎年12月の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して提供・交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.836%(税抜0.76%)以内の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬率はファンドの純資産総額の残高に応じて、下記の表に記載の率が適用されます。なお、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。																																			
	信託報酬(1万口当たり)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																																			
	＜運用管理費用(信託報酬)の配分＞																																			
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ファンドの純資産総額</th><th rowspan="2">役務の内容</th></tr><tr><th>500億円以下の部分</th><th>500億円超1,000億円以下の部分</th><th>1,000億円超の部分</th></tr><tr><td colspan="2">料率</td><td>年0.836% (税抜0.76%)</td><td>年0.704% (税抜0.64%)</td><td>年0.638% (税抜0.58%)</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">支払先および配分</td><td>委託会社</td><td>年0.770% (税抜0.70%)</td><td>年0.638% (税抜0.58%)</td><td>年0.572% (税抜0.52%)</td><td>ファンド運用の指図等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.033% (税抜0.03%)</td><td>年0.033% (税抜0.03%)</td><td>年0.033% (税抜0.03%)</td><td>運用報告書等各種書類の提供・送付 口座内でのファンドの管理 購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.033% (税抜0.03%)</td><td>年0.033% (税抜0.03%)</td><td>年0.033% (税抜0.03%)</td><td>運用財産の管理 委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table>							ファンドの純資産総額			役務の内容	500億円以下の部分	500億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分	料率		年0.836% (税抜0.76%)	年0.704% (税抜0.64%)	年0.638% (税抜0.58%)	—	支払先および配分	委託会社	年0.770% (税抜0.70%)	年0.638% (税抜0.58%)	年0.572% (税抜0.52%)	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	運用報告書等各種書類の提供・送付 口座内でのファンドの管理 購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理 委託会社からの指図の実行等の対価
			ファンドの純資産総額					役務の内容																												
500億円以下の部分			500億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分																																
料率		年0.836% (税抜0.76%)	年0.704% (税抜0.64%)	年0.638% (税抜0.58%)	—																															
支払先および配分	委託会社	年0.770% (税抜0.70%)	年0.638% (税抜0.58%)	年0.572% (税抜0.52%)	ファンド運用の指図等の対価																															
	販売会社	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	運用報告書等各種書類の提供・送付 口座内でのファンドの管理 購入後の情報提供等の対価																															
	受託会社	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	年0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理 委託会社からの指図の実行等の対価																															
※運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。																																				
その他の費用・手数料	信託事務の諸費用等	法定書類等の作成等に要する費用(有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷、交付および提出にかかる費用)、監査費用、計理業務およびこれに付随する業務にかかる費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.1%)を上限とする額が毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。																																		
	売買委託手数料等	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用等が、ファンドから支払われます。 ※運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。																																		

※上記の手数料・費用等の合計額等については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

上記は、2026年8月28日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

(参考情報)ファンドの総経費率

コース	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
Aコース	1.02%	0.83%	0.19%
Bコース	0.99%	0.83%	0.16%

※対象期間：2024年12月7日～2025年12月8日

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。